

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年3月 18 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500903 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500293 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 21 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 47 年 5 月 28 日から昭和 51 年 7 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 47 年 5 月 28 日となっているが、同社には、正社員として昭和 51 年 6 月末まで継続して勤務していたので、請求期間の厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、請求者は昭和 48 年 5 月 9 日に役員に就任し、昭和 50 年 5 月 7 日に退任していること及び同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間に被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、回答のあった 6 人全員が請求者を記憶している旨回答していることから判断すると、請求者は、請求期間のうち、少なくとも同社の取締役を退任した昭和 50 年 5 月 7 日までの期間について、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された請求者の同社における被保険者資格喪失日は昭和 47 年 5 月 28 日であり、同社の事業所別被保険者名簿の請求者に係る記録と一致していることが確認できる上、当該被保険者名簿には、健康保険被保険者証を返納していることを意味する「返」の表示が確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主に照会するも回答が得られないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

さらに、上記回答のあった 6 人のうち 3 人は、請求者は請求期間において支店長であった旨回答しているところ、そのうちの一人は、同社では支店長になると厚生年金保険の被保険者資格を喪失する取扱いであり、自分が支店長になった時も、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501042 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500294 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 6 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 22 年 4 月 28 日から昭和 27 年 12 月 1 日まで

私は、B養成所の学生として、勉強しながらA事業所に勤務し、給与を受け取っていた。昭和 25 年 3 月に卒業した後は、正式に看護婦として勤務していた。請求期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC会員名簿（平成 25 年版）及び複数の同期生の回答から、請求者は、請求期間のうち昭和 22 年 4 月から昭和 25 年 3 月までの期間についてはB養成所に在籍していたことが認められる。

また、A事業所から提出されたD資料（昭和 26 年 4 月改訂）において、請求者に係る卒業資格獲得年月欄には「昭 25. 3」、就職年月日欄には「昭 25. 4」、備考欄には「26. 7. 23 退」の記載が確認できることから、請求者は、請求期間のうち昭和 25 年 4 月から昭和 26 年 7 月 23 日までの期間については同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所から提出されたE資料（昭和 23 年 10 月 1 日改訂）及び上記D資料からは、請求期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できず、同事業所人事課担当者は、当該資料のほかに請求期間に係る資料はないとの回答している。

また、回答のあった同期生のうちの 3 人は、B養成所に在籍していた時に厚生年金保険には加入していないとの回答している。

さらに、上記会員名簿において請求者と同期生であることが確認できる 13 人について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 28 年 12 月 1 日であり、請求期間には厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。